

# 検証報告書

平成30年12月

広島県障害者自立支援協議会

## 目 次

1	はじめに（検証の目的）	1
2	検証の方法	1
3	事案の概要	2
	○ 法人・事業所の概要	
	○ 事業所指定から経営破たん発覚までの経緯	
	○ 経営破たん発覚以降の関係機関の対応等	
4	検証で明らかになった事柄と課題・問題点	7
	（1）経営破たんの原因について	
	（2）広島県及び福山市の事業者指定・指導について	
	（3）利用者に対する支給決定について	
	（4）事業所運営について	
	（5）利用者について	
	（6）利用者保護について	
5	県内の就労継続支援A型事業所に共通する課題・問題点	14
	（1）利用者に対する支給決定について	
	（2）事業所運営について	
	（3）利用者について	
6	再発防止に向けた取組への提言と制度要望	17
	（1）事業所指定・指導の適正化について	
	（2）A型事業所のあるべき姿を目指した運営の底上げについて	
	（3）利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保について	
7	終わりに	22
8	検証経過	23
9	検証体制	23
10	参考資料	27

## 1 はじめに（検証の目的）

指定就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）の経営破たんが、全国的に相次いでいる。平成29年7月 岡山県倉敷市に本拠を置く「あじさいグループ」が経営破たんし、利用者283名が解雇された。平成29年8月には、愛知県名古屋市に本拠を置く「㈱障害者支援機構」が経営破たんし、利用者153名が解雇された。

本県においても、平成29年11月17日、福山市に本拠を置く一般社団法人「しあわせの庭」（以下「当該法人」という。）が経営破たんし、経営する2つのA型事業所（以下「当該事業所」という。）の利用者106名、職員29名が一斉解雇されるという事案が発生した。

当該法人は、10・11月分の給与や解雇予告手当を支払わず、利用者に対する再就職先や障害福祉サービスの斡旋などの必要な措置を行わなかったことから、利用者・職員は極めて厳しい状況に陥った。

障害者に雇用の機会を提供するA型事業所において、このような事案を生じたことは極めて残念であり、A型事業所はもとより、障害福祉サービスの制度に対する信頼を揺るがしかねない重大な事態である。

そこで、平成30年1月18日 広島県障害者自立支援協議会において本事案を検証することとし、就労支援部会及びワーキンググループで事実関係の調査、課題・問題点の整理を行った上で、再発防止に向けた方策を検討し、報告書として取りまとめたものである。

また、本事案の検証において明らかになった県内のA型事業所に関する共通課題についても提言を行った。A型事業所の健全な発展を促し、障害者の経済的な自立を図るため、広島県・福山市をはじめ関係者は、本報告書の提言内容の実現に努められたい。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、組織や個人の責任追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを付言する。

## 2 検証の方法

- 広島県・福山市の保有する当該事業所の指定申請書、指導記録等の関係書類の精査により本事案の対応状況等を把握した。
- 当該事業所の全利用者・職員に対するアンケート調査を行うとともに、利用者、職員、支援団体からのヒアリングによる事実確認を行った。
- 当該事業所の利用者の支給決定に関わった全市、相談支援事業者にアンケート調査を行い、支給決定やモニタリングの状況等を把握した。

- 県内の全市町，A型事業所，相談支援事業所にアンケート調査を行った。
- なお，破産宣告により，当該法人は破産管財人の管理下に置かれ，会計帳簿をはじめ当該法人・事業所が作成した記録類を入手することができなかつたため，検証作業は本協議会が把握できた上記資料に基づき行った。

### 3 事案の概要

- 法人・事業所の概要

事業者名：一般社団法人しあわせの庭

代表理事：山下昌明

所在地：福山市曙町五丁目 30 番 15 号

【関係事業所】

(平成 29 年 11 月 17 日現在)

事業所名	事業所住所	サービス種類	定員	登録利用者	職員数	所管
しあわせの庭	福山市曙町 五丁目 30 番 15 号	就労継続支援A型	50 人	65 人	23 人	福山市
しあわせの庭 鵜飼事業所	府中市鵜飼町字 柿ノ木 531 番地 3	就労継続支援A型	40 人	41 人	9 人	広島県
計			90 人	106 人	32 人	

- 事業所指定から経営破たん発覚までの経緯

区分 年月日	しあわせの庭（福山市所管）	しあわせの庭鵜飼事業所（広島県所管）
H26. 12. 11	法人設立	
H27. 3. 31	指定申請	
H27. 5. 1	事業所指定〔定員：10名〕	
H27. 8. 1	定員増加〔定員：10名⇒20名〕	
H28. 2. 5		指定申請
H28. 3. 1		事業所指定〔定員：20名〕
H28. 9. 27	実地指導	
H28. 10. 1	定員増加〔定員：20名⇒40名〕 新涯町に作業場を追加	
H28. 11. 18	巡回指導	

区分 年月日	しあわせの庭（福山市所管）	しあわせの庭鶴飼事業所（広島県所管）
H29. 2. 17		実地指導
H29. 3. 1	定員増加〔定員：40名⇒50名〕	定員増加〔定員：20名⇒40名〕
H29. 3. 23	平成28年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導研修〔福山会場〕 場所：福山市まなびの館ローズコム 当該事業所の職員出席	
H29. 4. 4		実地指導に係る文書指摘
H29. 5. 8		改善報告書提出
H29. 5. 25	生産活動実績確認表の提出依頼	
H29. 6. 5		生産活動事業実績報告書の提出等依頼
H29. 6. 23		生産活動事業実績報告書の提出
H29. 7. 7	指定障がい福祉サービス事業者等集団指導研修 場所：福山市まなびの館ローズコム 当該事業所の職員出席	
H29. 8. 22	生産活動についてヒアリング実施	
H29. 9. 19	生産活動実績確認表等を福山市ホームページに掲載	
H29. 10	南蔵王町の事業所でポップコーンの製造を開始	
H29. 10. 11	当該法人の経営悪化の情報入手	
H29. 10. 12		福山市から当該法人の経営悪化の情報入手
H29. 10. 16	・当該法人の代表理事から11月中旬に破産手続を行う旨を聴取 ・利用者募集停止を指導	

○ 経営破たん発覚以降の関係機関の対応等

年月日	内 容
H29. 10. 17	広島県と福山市が、合同で監査を実施 ・代表理事から事実確認を行い、利用者保護の措置を行うように指導。 ・代表理事は、「平成29年11月15日に、破産申し立てをして、同日に利用者へ解雇通告をする予定で、次の日の11月16日からは、営業しない。」と発言。 ・「利用者保護の措置の対応については、弁護士に相談する」と回答。

年月日	内 容
H29. 10. 20	<p>広島県及び福山市が、代表理事に対して、勧告文を手交。</p> <p>〔勧告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業廃止後も引き続き指定障害福祉サービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、関係者と連携して対応すること。</li> </ul> <p>また、次の資料を改善期限までに提出すること。【法第 43 条第 4 項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①登録利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト</li> <li>②上記リスト作成に当たり、意向等聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料</li> <li>③勧告を受けた日の翌日から事業廃止日までのスケジュール</li> </ol> <p>〔改善期限〕 平成 29 年 10 月 31 日（火）</p>
H29. 10. 24	<p>県、関係市、労働関係機関対策会議の開催（第 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の情報共有</li> <li>・利用者の離職後の対応方法について協議</li> </ul>
H29. 10. 27	<p>広島県が業務管理体制の検査を実施（福山市同行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に、経営状況について確認</li> </ul>
H29. 11. 1	<p>県、関係市、労働関係機関対策会議の開催（第 2 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関の取組について、情報共有</li> <li>・利用者の離職後の対応方法について協議</li> </ul>
H29. 11. 1	<p>障がい福祉サービス事業所利用者支援研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係市町、関係市町内の相談支援事業所に対して、指定就労継続支援 A 型事業所が、今後、廃止となった場合の利用者の対応について協力依頼するとともに、雇用保険制度の概要（離職手続き、再就職手当）について説明。</li> </ul> <p>〔対象市町：福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市、井原市〕</p>
H29. 11. 1	<p>広島県及び福山市が、代表理事に対し勧告事項の履行を督促。</p>
H29. 11. 2	<p>代表理事が、弁明書を提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続を希望し、様々な方面で資金調達等を行っている。</li> <li>・この 1 年間で売り上げの確保に全力を尽くしてがんばっていくので、御理解をいただきたい。</li> </ul>
H29. 11. 6	<p>広島県及び福山市が、代表理事に対して、再勧告文を手交。</p> <p>〔勧告事項〕</p> <p>（1）平成 29 年 10 月 20 日付けの勧告事項を速やかに履行すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①登録利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト</li> <li>②上記リスト作成に当たり、意向等聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料</li> </ol>

年月日	内 容
	③勧告を受けた日の翌日から事業廃止日までのスケジュール (2) 弁明書記載の事業継続を証明する詳細な資料を提出すること。あわせて、その内容を利用者に説明すること。 〔改善期限〕 平成 29 年 11 月 10 日 (金)
H29. 11. 10	代表理事から、広島県及び福山市に対して、再勧告に対する書類が提出。その際、今後も就労継続支援A型事業所として、継続する旨を発言。 ・経営改善計画書 ・利用者の勤務時間を削減する旨の利用者宛の通知文〔12月1日から、利用者の勤務時間を6時間から5時間に減少する。〕
H29. 11. 13	広島県及び福山市が、代表理事に対し、事業継続が困難であるため、早期に、利用者の措置等を実施するように指導。
H29. 11. 15	当該法人に国保連より平成 29 年 9 月分の訓練等給付費（事業者報酬）振込。
H29. 11. 16	代表理事より広島県及び福山市に電話連絡。 ・明日（11月17日）、利用者及び従業者に対して、事業停止の知らせと解雇通知をする。（利用者に対しては、郵送する。） ・11月23日（木・祝）に事業所で説明会を開催する。
H29. 11. 16	広島県及び福山市が、当該法人に対して命令。 〔命令事項〕 (1) 事業廃止後も引き続き指定障害福祉サービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、関係者と連携して対応すること。 また、次の資料を改善期限までに提出すること。【法第 43 条第 4 項】 ア 登録利用者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト イ 上記リスト作成に当たり、意向等聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料 ウ 命令を受けた日の翌日から報告期限までのスケジュール (2) 利用者に対して、確実に賃金を支払うこと。 〔報告期限〕 平成 29 年 11 月 29 日 (水)
<b>H29. 11. 17</b>	<b>当該法人が、職員及び利用者を解雇</b>
H29. 11. 17	広島労働局が当該法人に労基法違反で行政指導
H29. 11. 17	福山市及び府中市で、利用者に対して説明会
H29. 11. 19	福山市で、利用者に対して説明会
H29. 11. 24	県内関係市が当該法人に対する代理受領による報酬支払いを停止
H29. 11. 27	広島労働局が当該法人に労基法違反で行政指導

年月日	内 容
H29. 11. 27	福山市及び府中市で、雇用保険手続き受理会・相談会を開催（ハローワーク主催）
H29. 11. 27	広島県、関係市、労働関係機関対策会議の開催（第3回） ・利用者保護について（利用者支援の進捗管理について、次の利用障害福祉サービス及び就労先の支援について、未払い賃金の対応について、雇用保険の手続きの進捗状況について） ・事業者指導について
H29. 11. 29	広島県及び福山市が、代表理事及び代理人弁護士に対して、命令事項の履行状況等を確認。命令事項は、履行されていなかった。
H29. 12. 8	広島県が、一般社団法人しあわせの庭の代表理事に対して、利用者の未払賃金を保護するため関係書類の提出を命じた。 〔提出を求めた資料〕 ・利用者個人毎の未払賃金の金額（11月支払分、12月支払分） ・利用者個人毎の解雇予告手当金額 ・利用者個人毎の訓練等給付費の額（10月実施分、11月実施分） ・利用者個人毎の利用者負担の額（10月分、11月分） 〔報告期限〕平成29年12月20日（水）
H29. 12. 8	広島地方裁判所福山支部が当該法人の破産開始決定。
H29. 12. 18	緊急障害者就職面接会（第1回）開催 会場：広島県民文化センターふくやま（福山市東桜町1-21）
H29. 12. 21	障がい者就労説明会開催 会場：福山市まなびの館ローズコム（福山市霞町1-10-1）
H30. 1. 15	緊急障害者就職面接会（第2回）開催 会場：福山市まなびの館ローズコム（福山市霞町1-10-1）
H30. 2. 6	未払賃金立替払制度により、対象者への未払賃金の8割の支払いが終了
H30. 2. 27	就職応援セミナー・個別相談会開催 会場：福山市まなびの館ローズコム（福山市霞町1-10-1）
H30. 3. 5	広島県、訓練等給付費の破産管財人への支払いを決定
H30. 3. 9	第1回債権者集会開催
H30. 3. 19	緊急障害者就職面接会（第3回）開催 会場：福山市エフピコR i M（福山市西町1-1-1）
H30. 3. 12	企業見学会開催：㈱すまいるエブリイ、エフピコダックス㈱福山選別工場
H30. 6. 8	第2回債権者集会開催
H30. 6. 25	緊急障害者就職面接会（第4回）開催 会場：福山市エフピコR i M（福山市西町1-1-1）



年月日	内 容
H30. 7. 27	広島労働局が代表理事を広島地検福山支部に書類送検
H30. 10. 10	第3回債権者集会開催

#### 4 検証で明らかになった事柄と課題・問題点

##### (1) 経営破たんの原因について

- 自己資金を用意せず、借入金により設備投資・運転資金を賄った
- 事業規模に見合った生産活動による収入を確保することができず、訓練等給付費と特定求職者雇用開発助成金（以下、「特開金」という。）に依存した
- 事業拡大に生産活動による収益が伴わず、資金ショートに陥る

当該法人は、負債総額2億8,000万円（内2億2,000万円は金融機関等からの借入及びリース）で経営破たんした。

負債の原因として、当該法人は、事業開始に当たり自己資金を準備せず、開設時の施設整備やその後の別作業所の開設経費などを、全て借入金で調達したことによる。

また、訓練等給付費と特開金のうち、特開金の支払は、障害者を雇用して約1年後に行われ、資金的に事業所運営費を訓練等給付費のみでカバーできないことから、運転資金も借入金により賄ったことによる。

更に、平成29年3月に定員を30名増加し、計90名としたが、事業規模に見合った生産活動による収入を確保することができず、逆に、利用者賃金や職員人件費等の運営費が増加し、収支が悪化した。そのため、元金・利息をはじめとする各種支払いに行き詰まり、経営破たんしたものと推測される。

従って、経営破たんの原因は、経営の杜撰さや資金繰りの見通しの甘さをはじめとする経営者の放漫経営にあり、賃金は自立支援給付を当ててはならないとの指定基準の改定が原因ではない。

なお、以上の分析は、平成29年10月27日に広島県が行った業務管理体制の検査において提出された資料等に基づき行ったが、十分な資料が提出されておらず、個々の取引の妥当性を含め、経営実態の全てを把握することはできなかった。

##### (2) 広島県及び福山市の事業者指定・指導について

###### 審査能力・体制の不備

- 事業者指定に当たり、事業計画の実現可能性、財務基盤の健全性等の審査が不十分
- 指導検査の実施時期や回数が少ない

## ○ 事業所の増加に、指導体制が追いつかない

広島県及び福山市に対し、当該法人は事業所指定申請を行い、その際、生産活動についての事業計画書を添付していた。

添付された事業計画の内容は、福山市のしあわせの庭は、パンの製造販売で初年度1日当たり1,500個、翌年度は2,000個を製造販売するというものであり、府中市の鶴飼事業所は、PC事業としてクラウドソーシングサイトを活用したテープ起こし等のデータ作成、WEB・システム開発代行、3Dスキャナやプリントを活用した製造業や軽作業を行うというものであった。

前者は、営業時間を8時間としてパンが毎分3個以上売れる前提であり、後者は、採算ベースに乗せるためには高い技術力が要求されるものであったが、広島県及び福山市は、形式的な審査により、指定を行った。

また、事業所開設に要する資金の調達先や返済計画等については、審査の対象としていなかった。

障害福祉サービス事業所等に対する指導検査について、広島県及び福山市は、厚生労働省「指定障害福祉サービス事業所等の指導監査について」(H26.1.23)に基づき、概ね3年に1度の実地指導を行うほか、指定後1年以内に実地指導を行っている。

当該事業所の経営破たんが発覚するまでの間、広島県及び福山市は、各1回実地指導と集団指導を行った。

実地指導においては、広島県及び福山市とも利用者処遇と報酬請求を中心に検査しており、事業所の会計経理についての検査を行っていなかった。これは、事業所の受け取った報酬の用途についてルールが無かったことや、検査職員に会計基準の知識取得の機会がなかったことから表面的な検査に止まっている。

なお、広島県及び福山市は、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容になっていないことを指摘したが、書面上の表面的な検査が中心となり、問題点の本質まで検査出来ていなかった。

申請時の指定基準では、現行の①事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となること、②賃金を自立支援給付費から支払うことは原則禁止されること、の定めはなかったが、A型事業所の増加に伴い、公的助成に依存して事業所を運営する、いわゆる「悪しきA型」の問題が顕在化しており、厚生労働省より、指導の強化が求められていた。

しかし、A型事業所を含む障害福祉サービス事業所数は増加しており、指導監査に当

たる職員数と対象事業所数について、平成 29 年 4 月 1 日現在で広島県は 6 人 429 箇所、福山市は 7 人 484 箇所。平成 25 年 4 月 1 日の状況は、広島県は 6 人 300 箇所、福山市は 6 人 445 箇所である。事業所数の増加の対し、福山市は平成 28 年 4 月 1 日から障がい福祉サービス指導員を配置した。

なお、平成 29 年 4 月の指定基準の改正により、賃金を自立支援給付費から支払うことが原則禁止された。

#### **設置法人に対する検査の制限**

- 設置者である一般社団法人に対する監査権限を持っていない
- 事業者に対する調査権はあるが、調査権の及ぶ範囲が不明確
- 法人に対する検査を行っていない
- 中核市に業務管理体制の検査権限が無かった

広島県及び福山市は、経営悪化が発覚するまで、指定申請時に添付された財務諸表を除き、当該法人の経営状況を一切把握していなかった。

当該法人は一般社団法人であり、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができることとされ、社会福祉法人の様に監督権限を有する機関は存在しない。

障害者総合支援法第 48 条第 1 項に基づき、事業者に対する調査権は認められているが、法人が、複数の事務所（所管する自治体が異なる事業所）を運営している場合、他の自治体が所管する事業所にどこまで調査権が及ぶか等、調査権の範囲が明確でない。

法人全体の経営状況を把握するのに、障害者総合支援法第 51 条の 3 第 1 項の規定に基づく業務管理体制の整備に係る検査による方法があるが、通常、事業所に対する指導においては、法人本体について検査を行っていないことから、広島県は当該法人の経営状況を把握していなかった。

また、中核市である福山市は、業務管理体制の検査権限を有していなかった。

なお、第 7 次地方分権一括法により平成 31 年 4 月より、中核市は、業務管理体制の検査権限を有することになった。

#### **不適格事業者の参入**

- 問題になっていた「悪しき A 型」の増加を防ぐことができなかった
- 定員変更が届出制で制度の不備を突かれた

「悪しき A 型」への対応については、平成 27 年 9 月に「指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について」（課長通知）が発出された。しかし、この通知は「悪しき A 型」への指導ポイントを明示したものにすぎず、強制力のある基準でない

ことから、指定基準を満たす限り、指定を拒否することはできなかった。

なお、平成 29 年 4 月の指定基準の改正により、賃金を自立支援給付費から支払うことが原則禁止されたことにより、この基準を満たすことのできない事業所は指定することはできないこととなった。

事業所定員について、福山市のしあわせの庭は、2 年間で 10 人→20 人→40 人→50 人と、鶉飼事業所も 1 年間で 20 人→40 人と増加した。

当時の定員変更は届出制であり、制度の不備を突く手口であった。

広島県及び福山市は、変更届提出の毎、収益性の高い事業とするよう指導していたが、書面上の審査にすぎなかったことから、被害の拡大につながった。

なお、平成 29 年 4 月以降、定員増は変更申請事由となった。

### (3) 利用者に対する支給決定について

#### **審査の形骸化**

- 軽作業と送迎を売りにした利用者募集
- 利用者の A 型事業所利用の適性審査が形骸化
- 不適格事業所の情報を持っていない

A 型事業所等の訓練等給付のサービスの利用を希望する者は、市町に申請し、市町は申請者に、相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。利用者はサービス等利用計画案を相談支援事業者で作成し、市町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定を行うのが通常の手続きである。

その際、市町はハローワーク等と緊密な連携を図りつつ、自立支援給付を計画的に行うことになっている。また、A 型事業所の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされている。

当該事業所は、軽作業と送迎を売りに利用者募集活動を行ったが、一斉解雇された利用者 106 人の支給決定状況を調査したところ、サービス等利用計画を相談支援事業者が作成していないもの、いわゆるセルフプランが 32 件、30%。暫定支給決定がおこなわれたものが、3 件、2.8%であった。

関係した相談支援事業所からは、ハローワークとの連携がなく、利用希望者と事業所との面接で事実上、決まってしまう、支給決定は追認にすぎないとの意見があった。

また、支給決定を行った関係市及び相談支援事業所からは、事業所の情報を持っていないため、利用者に対して適切な助言ができないとの意見があった。

#### **相談支援事業所との連携が不十分**

- セルフプランが多く相談支援事業所の関与がない
- 事業所利用のためだけの飛び込み相談が多く、利用者に対する継続的な支援ができない
- 相談支援事業所の持っている情報（軽作業しかしていない等）が活用できていない

セルフプランの利用者に対しては、相談支援事業所のモニタリングが行われないことから、当該事業所の個別支援計画や利用者処遇等について、外部からの評価が行われていない。

更に、相談支援事業所が関わった利用者についても、既に当該事業所から内定を受け、結論ありきの飛び込み相談が 20 件、19%であり、セルフプランの利用者とあわせ、52 件、49%について相談支援事業所は十分な関与ができず、ケアマネジメントが不十分な状況にあった。

また、モニタリング等の機会を通じ、相談支援事業所は当該事業所の不適切な運営実態について、断片的な情報を掴んでいたが、その情報を吸い上げ、活用する仕組みがなかった。

#### (4) 事業所運営について

##### **生産活動が極端に低調**

- 生産活動の実態が事業計画と乖離
- 仕事が軽作業しか確保できず収益性が低い
- 一般就労が可能な程度に能力の高い利用者の能力が活かされていない
- 就労支援事業会計基準によった会計処理が行われていない

利用者アンケート及びヒアリングによると、パンの製造販売以外で当該事業所において行われた生産活動は、フルーツ用ネットを裏返す、ビーズを量り容器詰め、豆製品のラベル貼り、エプロン紐通し、パン屋用トレイ作成、パン屋の清掃、そばめんの選別、子供服の袋詰めといったもので、計画的な生産活動は行われず、利用者自身も疑問を抱かざるを得ないほど、収益性に乏しい内容であった。

当該法人により一斉解雇直前に提出された鶏飼事業所の経営改善計画書によっても、現状で利用者賃金 16,547 千円に対し、生産活動収入 763 千円に過ぎなかった。

また、相談支援事業所へのアンケートにおいて、相談支援事業所が関わった利用者 74 人の適性評価を依頼したところ、一般就労が可能な者 19 人、A型事業所相当の者 15 人、B 事業所相当の者 17 人、その他 3 人、無回答 20 人という状況であった。

当該事業所では、能力に見合った仕事を開拓する努力は行われず、利用者の働く力を生かした生産活動が行われることはなかった。

なお、就労支援事業所は、就労支援事業会計基準により、生産活動に関する収支を明らかにすることが定められている。福山市においては、平成 29 年度から就労支援事業会計基準による「就労支援事業別事業活動明細書」を作成させていたが、法人全体としての会計管理ではなかった。

#### **運営体制が脆弱で利用者処遇が不十分**

- 職員の入れ替わりが激しく、未経験の職員中心で処遇技術が低い
- 職員研修等の人材育成が図られていない
- 障害福祉サービスの質の向上のための取組がない

職員アンケート及びヒアリングによると、障害福祉に関わった経験のある職員は回答のあった 14 人中 4 人であり、多くが未経験者であった。また、当該事業所の勤務年数も 1 年未満が 65% を占めるなど、職員が定着していない状況が窺えるものであった。

利用者からも、職員から専門的な就労指導を受けたとの評価はされていない。

相談支援事業所の当該事業所の個別処遇に対する評価は、相談支援事業所が関わった利用者 74 人中、適切 22 件、不適切 2 件であったが、個別支援計画書が提出されないものが 17 件あり、作成されたかどうか不明で、モニタリングに支障を生じた。

職員の人材育成に積極的に取り組んだ様子もなく、福山市自立支援協議会主催の研修会に参加した経験があるのは、14 人中 2 人であった。

第三者評価はもとより自己評価も行われておらず、障害福祉サービスの質の向上のための主体的・組織的な取組は行われていなかった。

#### **内部牽制が働かず情報公開に消極的**

- 法人が形骸化しており内部牽制が働かない
- 法人の経営情報が公表されず、職員間に共有されていない

当該法人は一般社団法人であり、社員は 2 名。役員は、社員が理事であり、監事等は置かれていない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、一般社団法人は、社員総会のほか、業務執行機関としての理事を少なくとも 1 人は置かなければならないが、理事会、監事又は会計監査人の設置は任意で、定款の定めによるものされている。

当該法人設立以降、社員総会の開催や、各事業年度における事業計画や予算、事業報告が行われた形跡はなかった。

また、職員には事業計画や予算、事業報告や決算等の情報は、一切示されておらず、当該法人の経営状況や生産活動の状況は共有されていなかった。

## (5) 利用者について

### 利用者像

- 精神障害者の占める割合が多い
- 低所得者層が多い

利用者の性別は、男性 61 人 (58%)、女性 45 人 (42%)。障害別は、身体障害 25 人 (24%)、知的障害 25 人 (24%)、精神障害 56 人 (52%) であり、厚生労働省の全国調査や全Aネットの調査結果と傾向が一致している。

年齢構成は、60代 7 人 (6%)、50代 25 人 (24%)、40代 32 人 (30%)、30代 23 人 (22%)、20代 17 人 (16%)、10代 2 人 (2%)。所得区分は生活保護 7 人 (7%)、低所得 179 人 (74%)、低所得 25 人 (5%)、一般 15 人 (14%) であった。

### A型利用の適性に乏しい利用者が在籍

- 利用者の適性を重視せず採用されている

当該事業所への採用の際は、面接と 1 週間程度の試用期間が設けられていたが、前述の相談支援事業所へのアンケート結果のとおり、当該事業所には、一般就労が可能と思われる利用者から、B型事業所が適当と思われる利用者まで在籍していた。

また、利用者アンケートでも、就業困難と思われる利用者を受け入れていたとの回答があり、定員確保を優先して採用を決めていた。

### 事業所の情報不足

- 利用者は経営状況に関する情報がないまま就職している
- 就職後短期間で経営破たんにより解雇された利用者もいる

利用者が当該事業所に応募するに当たり、当該法人の経営状況に関する情報は、一切与えられていなかった。当該法人は、決算情報を公表していなかった。そのため福山市は当該法人の決算書を福山市ホームページ上に公表するよう準備を進めていたが、ハローワークや相談支援事業所との情報共有は不十分だった。

経営破たん発覚後、当該事業所に対し、福山市より利用者募集停止の指導が行われたが、当該法人は一斉解雇直前まで経営破たんの状況を伏せていたことから、一斉解雇 45 日前に支給決定を受けた利用者もいた。

## (6) 利用者保護について

### サービスの継続利用・再就職の斡旋等

- 事業廃止後のサービス継続利用のための便宜供与は全くなかった

広島県及び福山市は、当該法人に対し、経営破たん発覚後、障害福祉サービスの提

供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、関係者と連携して対応することを、指導、勧告、命令した。しかし、当該法人は、その都度支援を表明し、経営破たん後の説明会においても利用者に対して約束したが、必要な支援は行われず、支給決定を行った福山市、相談支援事業所、ハローワーク等による再就職の斡旋等の救済措置が行われた。

当該事業所は、適性を重視せず、利用者を採用していたことから、利用者の希望と求人側の要求とがマッチせず、再就職等に至らない利用者も生じている。

#### **未払賃金の発生**

##### ○ 破産手続きに至れば、利用者保護より債権者間の公平が優先される

当該法人の経営破たんにより、利用者 106 名、職員 29 名の 10・11 月分の給与や解雇予告手当が支払われず、賃金未払いとなった。

広島県及び福山市は、当該法人に対し、利用者に確実に賃金を支払うよう命令したが、支払いは行われなかった。そのため広島県は、関係市と連携し、当該事業所に対する 10・11 月分の訓練等給付費の支払いを停止し、当該法人財産の保全を図った。更に、利用者への賃金未払いを救済するため、広島県は当該事業所への代理受領による訓練等給付費の支払いを止め、利用者本人に支払い、利用者は未払い賃金と相殺するスキームを考案し、当該法人に対し、必要なデータの提出を求めた。

平成 29 年 12 月 8 日、破産手続きが開始され、当該法人財産の管理処分権限は、破産管財人に移ったことから、破産管財人と協議を続けたが、破産手続きにおける債権者間の公平の観点からこのスキームの実施が困難なため、破産手続きにおいて通常行われる限度において、利用者・職員の未払い賃金の救済が図られることとなった。

利用者・職員に対しては、独立行政法人労働者健康安全機構の未払賃金立替払制度により、10・11 月分の給与の 8 割が支払われたが、残りの 2 割と解雇予告手当での支払いは、破産財団の財源の状況によることとなった。

平成 30 年 10 月 10 日、第 3 回債権者集会が開催されたが、利用者・職員への支払額は未確定である。

## 5 県内の就労継続支援 A 型事業所に共通する課題・問題点

### (1) 利用者に対する支給決定について

#### **審査の形骸化** **相談支援事業所との連携が不十分**

##### ○ 市町によってばらつきがあるが、暫定支給決定があまり行われていない



○ 市町によってばらつきがあるが、セルフプランが多い

○ ハローワークとの連携不足

平成 28・29 年度の 2 年分の A 型事業所の新規支給決定について、県内全市町、全相談支援事業所に対し、アンケート調査を行った。

支給決定件数 967 件に対し、サービス等利用計画を指定特定相談支援事業者が作成しないもの、いわゆるセルフプランが 434 件、44%。暫定支給決定がおこなわれたものが、228 件、24%であり、見直しにより変更されたものが 1 件あった。

暫定支給決定は、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと市町村が認める時は、行わなくても差支えないものとされていたが、H28.3.30 厚生労働省より具体的な事例（基準）が示され、H28.12.5 特会金の取扱いが見直された。

それまで、市町によっては、暫定支給決定を行わないことが一般化しており、厚生労働省より示された事例（基準）に基づき、暫定支給決定から本決定に至るまでの一連の業務や協議、調整を行う体制を整えることは大きな負担で、暫定支給決定が行われない要因となっている。

セルフプランは、身近な地域に相談支援事業者がない場合、又は利用者が相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合に認められているが、中山間地域より都市部にセルフプランは多い傾向があり、必要なニーズに対し相談支援事業所の不足が顕著である。

平成 30 年度の報酬改定により改善が図られるまで、採算性に対する懸念から、相談支援事業の新規参入が進まず、既存事業所も相談支援専門員を増員することができないことが背景にある。

暫定支給決定があまり行われていない中で、セルフプランが多いという状況は、利用希望者と A 型事業所が直接やり取りし、A 型事業所利用の適否の吟味が不十分な上に、相談支援事業所が個別支援計画や利用者処遇等についてモニタリングに関わらず、事業所まかせになっていることであり、サービスの質を維持する上で、大きな課題である。

(2) 事業所運営について

**生産活動が極端に低調** **運営体制が脆弱** **内部牽制が働かず情報公開に消極的**

- 県内の約 6 割の事業所が、生産活動収益で、利用者賃金を賄えていない
- 設置主体となっている法人の多くは小規模で、経営情報等は公開されていない

障害福祉サービスの情報公表制度については、平成 30 年 4 月から施行されるが、就労継続支援 A 型事業所は先行して、平成 29 年度から経営状況等を公表している。

A 型事業所を所管する広島県、広島市、呉市、福山市のホームページに掲載されている各事業所の平成 28 年度の生産活動の実績等によると、生産活動収益で利用者賃金を賄えていない基準未達の事業所は、83 事業所中の 53 事業所（64%）であり、53 事業所の定員平均は 19 人、財務状況を公表していない事業所が 16 事業所（30%）であった。

設置主体別は、株式会社 48 事業所（58%）、社会福祉法人 17 事業所（20%）、NPO 法人 8 事業所（10%）、一般社団法人 7 事業所（8%）、合同会社 3 事業所（4%）であり、基準未達の事業所は、株式会社 35 事業所（66%）、社会福祉法人 6 事業所（11%）、NPO 法人 6 事業所（11%）、一般社団法人 3 事業所（6%）、合同会社 3 事業所（6%）であった。

事業所の定員平均は 19 人の場合、管理者及びサービス管理責任者を含め、常勤換算で 3 人から 4 人の職員配置となる。また、広島県所管の基準未達の A 型事業所を経営する株式会社の資本金額は、最少 10 万円、最大 1,000 万円、平均 327 万円であり、小規模な事業所・法人である。

なお、県内の全 A 型事業所に対してアンケート調査を行ったが、回収率が 32%に止まった。未回答の事業所の多くは、生産活動収益で利用者賃金を賄えていない基準未達の事業所であり、協力が得られなかったことは残念である。

### （3）利用者について

#### **利用者の障害種別**

##### ○ A 型利用者の内、精神障害者が占める割合が高い

平成 28・29 年度の 2 年分の A 型事業所の新規支給決定において、障害種別毎の内訳は、身体障害 170 件（18%）、知的障害 267 件（28%）、精神障害 521 件（54%）であった。特に、都市部において精神障害者の占める割合が顕著で、広島市、呉市、福山市の 3 市合計で、身体障害 137 件（18%）、知的障害 182 件（24%）、精神障害 430 件（58%）であった。

国の調査においても、近年、精神障害者の利用が伸びており、小規模で運営体制が脆弱な A 型事業所が多い中で、就労支援を含め、医療機関との連携など精神障害者に対する適切な支援が行われているか課題である。

## 6 再発防止に向けた取組への提言と制度要望

### (1) 事業所指定・指導の適正化について

#### ○ 経営内容や個別処遇に踏み込んだ審査・検査を行うこと

この度の事案において、広島県及び福山市は、事業者指定における事業計画の実現可能性や財務基盤の健全性等の審査が不十分であった。また、指定後の実地指導において、書面上の表面的な検査が中心となり、問題点の本質まで検査出来ていなかったことから、事業者指定・指導の水準向上に取り組む必要がある。

そのため、申請書類の見直しや、審査・指導マニュアルの改定、職員のスキルアップに取り組むとともに、事業計画の実現可能性など高い専門性が要求される事項の判断に当たっては、外部の専門家の知見を活用するなど、適切な審査体制を整備する必要がある。

また、事業所指定・指導に地域差が生じないように、指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日障発0123第2号）の改正や行政職員に対する研修機会の確保などを図る必要がある（制度要望）。

#### ○ 事業所設置法人に対する検査を実施すること

法人・事業所全体の経営状況を把握できなければ、適切な対応をとることができないことから、広島県及び福山市は、事業所指導とあわせ、法人に対する検査を行う必要がある。

また、法人・事業所全体の経営状況の調査を円滑に行うため、障害者総合支援法第48条第1項による調査権が及ぶ範囲を明確にする必要がある（制度要望）。

#### ○ 指導・検査体制の強化を図ること

当該事業所に対し、実地検査は行われたものの、十分な内容ではなかった。

原因の一つに検査対象事業所の増加があると思われることから、広島県、福山市をはじめ指定・指導権限を有する自治体は、検査対象数に見合った指導・検査体制を整備する必要がある。

また、外部の専門家の知見を活用するなど、検査の質の向上に取り組む必要がある。

#### ○ 市町との連携を強化すること

障害者総合支援法第48条第1項により、支給決定を行った市町は、事業所に対し必要な報告等を求めることができる。市町は、個別具体の利用者の状況や事業所に関する情報を把握している場合があるので、指定・指導権限を有する自治体に対して積極的な情報提供を行う必要がある。また、指定・指導権限を有する自治体も、より踏み込んだ指

導を行うため、市町から情報収集を行ったり、必要に応じて市町と合同検査を行うなど、支給決定を行った市町と連携した指導・検査を行う必要がある。

## (2) A型事業所のあるべき姿を目指した運営の底上げについて

### ○ 基準未達事業所の経営改善を促すこと

県内の6割以上の事業所が、生産活動収益で、利用者賃金を賄えず、指定基準を満たすことができない状況である。このような事態を是正するため、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(H29.3.30 障害福祉課長通知)に基づき、広島県、広島市、呉市、福山市は、基準未達事業所に対し、経営改善計画書を作成させ、生産活動収益の改善を促している。

これらの自治体においては、事業所提出の業務改善計画の実現可能性を審査の上、進捗をモニタリングし、実施状況等を公表して経営改善を促すことが必要である。

### ○ 収益力向上のための経営支援を行うこと

基準未達の事業所は、規模が小さく運営体制が脆弱で、営業活動や商品開発力が弱いことから、指導・検査における経営診断と改善指導や、広島県や各市町が行う、各種支援策への参画(商品開発・共同受注・優先発注、販路拡大等)などにより、必要な支援を行う必要がある。

また、全国の好事例の収集・紹介や、経営者に対するセミナーの開催などを通じて、経営者としての資質の向上を図る必要がある。

### ○ 提供するサービスの質の向上と事業経営の透明性を促すこと

この度の事案において、利用者は当該法人の経営状況に関する情報がないまま就職し、職員にも共有されていなかった。全県の状況としても、A型事業所の設置主体は小規模法人が多く、情報公開に消極的な面がうかがえる。

しかし、A型事業所が主体的にサービスの質の向上に取り組み、障害者や家族等が適切な事業所を選択するためには、情報公開が必要である。

そのため、広島県、広島市、呉市、福山市は、平成30年度より開始された障害福祉サービス等情報公表制度等を活用し、情報公開を徹底させることが必要である。

また、就労支援事業会計基準に基づく会計書類が作成されていない事業所については、基準の遵守を指導する必要がある。

### ○ A型事業所職員の資質向上のための支援を行うこと

基準未達の事業所は、規模が小さく運営体制が脆弱であり、人材育成を独自で行うことは困難である。そのため広島県、広島市、呉市、福山市は、A型事業所職員の研修機

会の確保に取り組む必要がある。また、A型事業所の利用者として、精神障害者が占める割合が高いことから、障害特性に応じた精神障害者に対する就労支援スキル向上のため研修等を行う必要がある。

## ○ その他

### ・ A型事業所間の横の連携を図り、事業者団体を育成すること

県内にはA型事業所の多くが加入する事業者団体は存在せず、横の連携が薄い。他の種別のサービス事業者においては、事業者団体を結成し、事業者同士の情報交換や研修会の開催、ノウハウの共有などのサービス水準の向上に取り組んでいる例も多くあり、A型事業所においても団体育成を図る必要がある。

### ・ 精神障害者の利用が多数を占める実態に見合った事業所のあり方を検討すること（制度要望）

制度発足時と比べ、精神障害者の利用が大きく増加しており、障害特性に応じた適切な個別処遇を行うためには、事業所のあり方を検討する必要がある。例えば、職員配置基準において、精神保健福祉士の配置は加算項目に過ぎないが、精神障害者の利用割合によっては、必置とすべきではないか。

また、専門職員の人材不足等で職員配置基準の早急な見直しが困難な場合は、事業所に精神保健福祉士等の専門職員のアドバイザー派遣などの支援策を講ずる必要がある。

### ・ A型事業所の経営改善の自助努力を促す報酬体系とすること（制度要望）

平成 30 年度の報酬改定により、平均労働時間別の基本報酬や新たな加算が導入された。しかし、指定基準達成事業所と基準未達事業所の報酬について、差は設けられていない。

このことは、基準未達事業所に経営改善の暇を与えるものではあるが、基準未達事業所に経営改善を促し、指定基準を達成させるためには、基準達成事業所の努力を加算等で評価するなど報酬上のメリハリをつける必要がある。

また、評価の要素として、利用者のQOL（生活の質）の向上の視点も取り入れ、障害福祉サービスの質を確保する必要がある。

### ・ A型事業所におけるテレワークの活用を図ること（制度要望）

I C Tを活用した新たな障害者の在宅雇用が注目されており、A型事業所においても施設外就労のひとつとしてテレワークが認められている。しかし、市町は不正利用の可能性のあることから適用に慎重である一方、事業所は厳重な管理を敬遠し、本県

での利用は進んでいない。しかし、通勤困難や長時間の継続勤務が難しい障害者にとって大きな可能性をもつ働き方であることから、テレワークを普及させるため、規制を緩和するとともに、適用を基準達成事業所に限るなどの措置を講ずる必要がある。

### (3) 利用者が能力を最大限発揮し、安心して働ける場の確保について

#### ○ 利用者の能力にふさわしい働く場を提供するため関係機関は連携すること

本事案において、一般就労が可能な程度に能力の高い利用者の能力が活かされず、逆にA型利用の適性に乏しい利用者も在籍していた。これは、当該法人が行った、定員確保のためのやみくもな募集活動に対し、支給決定の審査の形骸化と相談支援事業所との連携が不十分であったことも一因となっている。全県調査においても、暫定支給決定があまり行われていない中で、セルフプランが多いという状況であり、広島県は市町と連携し、このような状況を改めるよう取り組む必要がある。

そのため、広島県と労働局は、ハローワークがA型事業所を職業紹介する際に、市町、相談支援事業所と適切な連絡・調整を行う仕組みを構築する必要がある。

更に、暫定支給決定については、事業所の行ったアセスメントを自治体が適正に評価できるよう、広島県は、市町の専門性を向上させることを目的として、相談支援アドバイザーの派遣による技術的支援を積極的に活用するように働きかけるとともに、国は、自治体の相談支援全般に対する財政的支援（地域生活支援事業あるいは交付税措置）の充実を図ることが必要である（制度要望）。

#### ○ 相談支援事業所との連携を推進すること

平成 30 年度の報酬改定により、相談支援事業の改善が図られたところであり、広島県・市町は、相談支援事業所の不足解消に向け、事業所の参入奨励に取り組む必要がある。

また、国は、計画相談やモニタリングなどの相談支援事業所の活動を適正に評価する報酬体系を維持するとともに、報酬水準を引き上げることが必要である（制度要望）。

#### ○ 指定基準を見直すこと（制度要望）

当該法人は、一般社団法人として法人格を持つてはいるが、形骸化しており、内部牽制もなかった。障害福祉サービスへの参入資格の緩和が、障害福祉サービスの拡大に寄与したことは評価するものであるが、一定の歯止めも考えることが必要である。

そのため、指定基準を厳格化（法人の種類・規模・体制等）するとともに、特に、当該法人の様に自己資金を準備せず、借入金で全てを賄うなど財務基盤の脆弱な事業者の

参入は禁止すべきである。

また、公認会計士又は税理士の関与を必須化し、経営情報等を公開することにより、内部牽制体制を強化する必要がある。

#### ○ 不適格事業者あるいは経営危機状態にある事業所から障害者を守ること

広島県は、そのような危険な事業者に障害者が関わることがないように、不適格事業者に関する広域的な情報共有を図るとともに、障害福祉サービス等情報公表制度等を活用し、広島県、広島市、呉市、福山市は、市町、相談支援事業所等と情報共有を図る必要がある。

また、各地域においては、市町障害者自立支援協議会等を活用し、相談支援事業者をはじめ、障害者就業・生活支援センターや、就労移行・定着支援事業者などで情報共有を図る必要がある。

#### ○ その他

##### ・ A型事業所経営破たん時の未払賃金保障制度の拡充を図ること（制度要望）

未払賃金の取扱いについて、破産手続きに至れば、利用者保護より債権者間の公平が優先され、利用者は職員と同様に、独立行政法人労働者健康安全機構の未払賃金立替払制度により、給与の8割が保護され、残りの2割と解雇予告手当の支払いは、破産財団の配当に委ねられる。

しかし、勤め先の経営破たんに際し、障害者が予め危機を察して転職したり、破たん後すぐに新たに就職することは困難であるとともに、破産手続きによる配当が行われるまで時間がかかることから、障害者の権利擁護のため、未払賃金保障制度を拡充する必要がある。

##### ・ B型の工賃収入のみでは生活できない、一般就労にはついていけない（雇用が難しい） 障害者の生活支援を図ること（制度要望）

当該事業所の利用者には、A型利用の適性に乏しい利用者も在籍しており、適切な処遇を受けられず事業者の助成金集めに利用された。その一方で、利用者には最低賃金は支払われ、生活の糧を得ることはできた。

今後、A型事業所が業務改善に取り組み、適正な支給決定に向け関係機関の連携が進むと、このような障害者が地域で困窮する可能性が高い。そのため、職業訓練受講給付金の様に、障害者についても、訓練と生活支援をうけることができる制度が必要である。

## 7 終わりに

本協議会で行ったA型事業所の経営破たんによる障害者の大量解雇事案に対する検証は、全国的にも初めての取組である。

検証作業においては、当該事業所の運営実態を明らかにするため、元利用者・職員の方々、支援団体の方々へのヒアリングや、市町や相談支援事業所等へのアンケートを行った。当協議会の調査依頼に対し、真摯に対応していただきお礼申し上げる。

本事案に続き、平成30年3月に岡山県倉敷市に本拠を置く「株式会社フィル」が、利用者170名を解雇した。更に、同年11月には一連の大量解雇事案の端緒となった「あじさいグループ」の「株式会社あじさいの花」が、利用者130人を解雇すると報じられた。

厚生労働省の調査によれば、昨年度、指定基準未達で経営改善計画を提出する必要があった事業所は、3,036事業所中の2,157事業所（71%）に及んでおり、本協議会がこの度の検証で指摘した課題・問題点は、全国のA型事業所に共通するものも多いのではないかと。

地域において障害者雇用を進めていく上で、A型事業所は必要不可欠のサービスであり、全国には、創意工夫を重ね、小規模でありながら大きな成果を上げている事例もある。

本事案を教訓に、A型事業所の健全な発展に向け、A型事業所の経営者はもとより、行政機関をはじめとする関係各位の一層の奮励努力を期待するものである。



## 8 検証経過

機 関	時 期	内 容
自立支援協議会	1月18日	事案の説明，検証の進め方等協議
就労支援部会	2月20日	事案の説明，検証の進め方等協議
第1回 WG	3月6日	事案の説明，検証項目等協議，審査体制ヒアリング
第2回 WG	6月5日	アンケート・ヒアリングの実施方法等協議
	6月13日～	アンケート実施
就労支援部会	7月18日	WGの進捗状況の報告
第3回 WG	8月2日	ヒアリングの実施，有識者からの意見聴取
自立支援協議会	8月3日	進捗状況の報告
第4回 WG	9月14日	アンケート等結果報告，再発防止策等検討
第5回 WG	10月9日	検証報告案検討
就労支援部会	10月23日	WGより報告，報告案検討
自立支援協議会	11月6日	部会より報告，協議，決定

## 9 検証体制

### (1) 広島県障害者自立支援協議会（平成29年度・30年度）

氏 名	所属・職名	備 考
安藤 公二	県立障害者リハビリテーションセンター福祉部 (次長)	
石井 知行	広島県精神科病院協会 (会長)	会長
大歳 雅司	東広島市福祉部障害福祉課 (課長)	
岡本 智恵子	公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会 (代表理事)	
岡本 英登	【公益社団法人広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田 龍雄	【一般社団法人広島県身体障害者団体連合会】	
片岡 信彦	広島労働局職業安定部職業対策課 (課長)	
角 浩之	広島労働局職業安定部職業対策課 (課長)	

氏名	所属・職名	備考
金子 百合子	広島県精神障害者支援事業所連絡会（幹事）	
鎌田 淳	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
熊澤 有馬	【一般社団法人広島県手をつなぐ育成会】	
河野 克典	三原市保健福祉部社会福祉課（課長）	
後藤 淳子	広島難病団体連絡協議会（会長）	
近藤 啓太	県立障害者リハビリテーションセンター高次脳機能センター（センター長）	
副島 宏克	一般社団法人広島県手をつなぐ育成会（会長）	
戸光 毅	東広島市福祉部障害福祉課（課長）	
西山 堅太郎	広島県知的障害者福祉協会（副会長）	
林 誠	広島県身体障害者施設協議会（会長）	
平岡 辰士	社会福祉法人静和会 府中地域障害者生活支援センター は〜と&は〜と（所長）	
前川 昭夫	一般社団法人広島県身体障害者団体連合会（副会長）	
森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会（会長）	
彌政 慎一	広島県知的障害者福祉協会（副会長）	
山田 正史	社会福祉法人つつじ（理事長）	
横藤田 誠	広島大学大学院 社会科学研究所（教授）	
米川 晃	広島県障害児（者）地域療育等支援事業連絡協議会（会長）	
岩崎 和浩	広島県健康福祉局障害者支援課（課長）	
海嶋 照美	広島県健康福祉局健康対策課（課長）	
柴田 勉	広島県商工労働局雇用労働政策課（課長）	
井本 昌一郎	広島県商工労働局職業能力開発課（課長）	
西岡 律子	広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課（課長）	

※敬称略。県関係者を除き五十音順。所属・職名は当時。

※【】は推薦団体

## (2) 広島県障害者自立支援協議会就労支援部会（平成 29 年度・30 年度）

氏名	所属・職名	備考
植野 実智成	広島県商工会議所連合会（事務局長）	
小川 栄治郎	福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課（課長）	
片岡 信彦	広島労働局職業安定部職業対策課（課長）	
角 浩之	広島労働局職業安定部職業対策課（課長）	
加藤 啓介	福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課 （福祉サービス担当課長）	
古玉 哲弘	広島県精神障害者支援事業所連絡会（副会長）	
塩崎 睦典	広島県身体障害者施設協議会（副会長）	
近重 文男	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 （農業振興部長）	
長和 洋光	広島障がい者就労支援協議会 事務局	
西村 浩二	広島中央障害者就業・生活支援センター （センター長）	
橋本 朋美	広島市A型事業所連絡協議会（事務局員）	
橋本 正治	広島市A型事業所連絡協議会（会長）	
藤原 博文	広島県知的障害者福祉協会（理事）	
松岡 建興	社会福祉法人にこにこ福祉会 障害福祉サービス事業所にこてらす（施設長）	
三島 浩徳	広島障害者職業センター（所長）	
森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会（会長）	
山崎 幸治	日本労働組合連合会広島県連合会（事務局長）	
山崎 純治	広島障害者職業センター（所長）	
山田 正史	公益社団法人広島県就労振興センター（会長）	部会長
山根 敏宏	経営考房（代表）	
柴田 勉	広島県商工労働局雇用労働政策課（課長）	
西岡 律子	広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課 （課長）	

氏名	所属・職名	備考
岩崎 和浩	広島県健康福祉局障害者支援課（課長）	
原田 勉	広島県健康福祉局障害者支援課（自立支援担当監）	
村上 誠二	広島県健康福祉局障害者支援課（自立支援担当監）	

※敬称略。県関係者を除き五十音順。所属・職名は当時。

(3) 検証ワーキンググループ（平成 29 年度・30 年度）

氏名	所属・職名	備考
景山 憲二	広島労働局職業安定部職業対策課 （地方障害者雇用担当官）	
岸本 実	一般社団法人広島県中小企業診断協会（顧問）	
高原 潔	福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課（課長補佐）	
田中 勇治	呉市福祉保健部福祉保健課（課長補佐）	
西村 浩二	広島中央障害者就業・生活支援センター （センター長）	座長代理
橋本 正治	広島市A型事業所連絡協議会（会長）	
平田 友子	広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 （課長補佐）	
松岡 建興	社会福祉法人 にこにこ福祉会 障害福祉サービス事業所にこてらす（施設長）	座長
森迫 一成	社会福祉法人 芙蓉の家 松永作業所（管理者）	
仁田 千枝	広島県健康福祉局障害者支援課（主幹）	
山根 真明	広島県健康福祉局障害者支援課（主幹）	

※敬称略。県関係者を除き五十音順。所属・職名は当時。

10 参考資料

(1) 決算の推移等

	(単位:円)			
	①	②	③	④
	H27.4.16	H27.11.30	H28.11.30	H29.7.31
BS				
資産				
流動資産	35,000,000	70,164,320	158,221,000	173,147,542
現金預金	35,000,000	31,808,745	76,830,733	88,059,555
未収金		1,475,080	12,064,382	14,699,302
その他		<b>22,951,928</b>	<b>57,205,708</b>	<b>65,546,672</b>
固定資産	0	7,381,737	7,560,643	7,813,581
建物		<b>38,355,575</b>	<b>81,390,267</b>	<b>85,087,987</b>
設備		18,383,026	45,601,726	45,601,726
備品		17,820,000	28,913,300	28,913,300
その他		1,146,657	3,965,349	6,592,349
負債				
流動負債	35,000,000	69,942,230	11,538,252	20,556,753
未払金	0	4,106,013	9,874,228	13,596,636
預かり金		162,250	354,024	577,795
その他		149,000	1,310,000	6,382,322
固定負債	35,000,000	65,836,217	142,608,980	168,287,482
長期借入金	<b>35,000,000</b>	<b>41,833,000</b>	<b>126,137,000</b>	<b>155,999,000</b>
役員借入金		24,003,217	14,165,208	10,329,902
その他	0	0	2,306,772	1,958,580
資本				
繰越利益剰余金	0	222,090	4,073,768	△ 15,696,693
負債・資本合計	35,000,000	70,164,320	158,221,000	173,147,542
PL				
収入				
売上				
売上		45,693,993	138,872,485	91,108,781
売上		45,693,997	137,942,714	88,779,613
売上		45,693,397	137,942,714	88,779,613
営業外収益		144,596	929,771	2,329,168
営業外収益		144,596	929,771	2,329,168
支出				
販管費				
役員報酬		39,607,099	112,482,008	98,916,111
職員給与		5,400,000	7,200,000	4,200,000
利用者給与		9,906,935	28,098,514	27,623,690
その他		10,039,351	36,503,260	45,108,097
営業外費用		14,260,813	40,680,234	21,984,324
支払利息		621,401	2,738,353	2,413,598
法人税等		621,401	2,738,353	2,413,598
当期純利益		149,000	1,310,000	
繰越利益剰余金		222,090	3,851,678	△ 19,770,461
		222,090	4,073,768	△ 15,696,693

- ① 指定申請書より
- ② 第1期確定申告より
- ③ 第2期確定申告より
- ④ 業務管理体制制検査の際の月次報告より

区分	生産活動収入等		訓練等給付費		特定求職者雇用開発助成金		障害者雇用奨励金		摘要
	福山	府中	福山	府中	福山	府中	福山	府中	
②	15,625,857	-	14,706,540	-	12,400,000	-	2,861,000	-	
③	39,021,266	25,294	35,125,470	10,560,960	42,030,000	0	0	0	資料にH28.11月分の子—が次けており決算と不一致
④	12,748,821	474,413	33,708,892	24,583,937	8,233,000	7,967,000	0	0	資料に月次報告と不一致

## (2) 用語解説

### ■ 指定就労継続支援A型事業所

障害者と雇用契約を結びつつ、職業訓練等の障害福祉サービスを提供し、一般就労への移行のための支援を行う事業所。雇用契約を結ぶため、原則として最低賃金を保障する。

### ■ A型事業所の指定基準

#### ・実施主体

実施主体は社会福祉法人もしくは専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

#### ・賃金の支払い（平成29年4月発行）

生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する額金額が、利用者に支払う賃金総額以上でなければならない。また、賃金は原則として自立支援給付をもって充ててはならない。

### ■ 支給決定

障害福祉サービスの提供を受けようとする者の障害程度等に応じた適切なサービスの種類や量を決定するための制度。支給申請者の居住地の市町村が行う。

### ■ 暫定支給決定

暫定支給決定とは、下に記載の対象障害福祉サービスを利用する際に、そのサービスを継続して利用するかどうかの意向の確認と、サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定のことをいう。

暫定支給決定期間は2か月の範囲内で支給決定市町が設定し、暫定支給決定期間終了後にサービスの利用継続が適切でないと判断された場合は支給決定が取り消すことができる。

#### 【暫定支給決定対象サービス】

- 1 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 2 就労移行支援
- 3 就労継続支援（A型）

### ■ サービス等利用計画

支給申請者の総合的な援助方針を定めた計画。支給決定前に市町村へ提出する。

### ■ セルフプラン

利用者本人や家族等の指定相談支援事業所以外の者が作成したサービス等利用計画。

### ■ モニタリング

支給決定後に、当該サービスが利用者に適しているかどうか相談支援事業所が定期的に見直し、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行うこと。

